

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例（平成16年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「は、」の次に「児童1人につき別表に定める」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

利用区分	負担金の月額
8月以外の月の利用	5,000円（午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、6,200円）
8月の利用	9,500円（午後6時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、10,700円）

備考 生計を一にする世帯から2人以上の児童が事業を利用している場合における2人目以降の児童の負担金の額は、当該児童1人につきこの表の負担金の額の2分の1の額とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行し、この条例による改正後の第2条及び

別表の規定は、同月分以後の利用者負担金について適用する。

(提出理由)

放課後児童健全育成事業の利用者負担金の見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。